

令和6年 下呂市農業委員会第7回総会議事録

開催日時	令和6年7月3日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 4 番 嶋田 浩 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 20 番 中桐 由起子 (推) 21 番 金森 茂俊 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	3 番 大森 公治 (推) 5 番 熊崎 みどり 18 番 二村 正明 (推) 22 番 中島 義雄
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 29 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 30 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 31 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第7回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 23 番 中島 悠 委員 1 番 山下 康子 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第29号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
会 長	農地法第3条申請9件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が7件提出されています。 番号1については農振農用地です。 譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地ではありません。 現状の農地では耕作しにくいいため、譲渡人と譲受人が耕作地を交換するものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については農振農用地ではありません。 現状の農地では耕作しにくいいため、譲渡人と譲受人が耕作地を交換するものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。
事務局	番号4については農振農用地ではありません。 譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号5については農振農用地です。 譲渡人は将来的な管理に不安があるため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号6については農振農用地です。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。
事務局	番号7については農振農用地ではありません。 譲渡人は譲受人から近隣農地を一体的に利用したいとの申し出を受け、譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号8については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号9については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
7 番	1 番について説明します。申請地は山之口の上段になります。田植えをしております、きれいに管理している農地です。問題ありません。

8 番	2 番と 3 番関連がありますので、同時に説明させていただきます。場所は下呂総合庁舎の西側です。耕作するにあたり利便性を考え、登記上はっきりしたいとのことで、3 条申請されています。問題ありません。
17 番	4 番について説明します。宅地より 2、3 m 高い位置に農地があります。宅地と併せて農地を取得され、自家菜園を行うとのことで問題ありません。
16 番	5 番について説明します。申請地は上原地域から加子母へ抜ける途中***の少し上です。現在も譲渡人の土地を譲受人が管理を任されており、今回取得し、引き続き耕作されるため、問題ありません。
25 番	6 番と 7 番について説明します。申請地は濃飛横断自動車道金山インターを降り、みなと橋を渡った近くです。譲渡人は遠方に住んでおり、住宅とともに農地を譲受人に売却するものです。譲受人は近隣の方に農業を教えてもらい、農地の管理を行うそうです。7 番の譲渡人は県道側の田の一部をもっており、6 番と同じ譲受人に譲り渡すものです。問題ありません。
26 番	8 番について説明します。申請地は中宮の八幡神社の近くです。譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないため、譲渡するものです。譲受人は野菜を作りたいとのことで現地の草刈り等の整備しています。問題ありません。
26 番	9 番について説明します。申請地は金山の道の駅から 300 m ほど八幡方面へ向かったところです。譲渡人は遠方に住んでおり耕作が困難なため、譲渡するものです。譲受人は農林業を生業としており、問題ありません。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第 3 条許可申請 9 件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。なお、農業委員会法第 31 条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である林委員は番号 1 の採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします。
会 長	はじめに番号 1 の案件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	番号 1 の案件について、ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	次に 2 番から 9 番の案件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議題第30号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の6ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については田113㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅（進入路）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
1 番	1番について説明します。申請地は小坂中学校の向かい側です。申請人が相続した際に農地ということが判明したものです。問題無いと思います。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第31号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7～8ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、農地の嵩上げが1件、面積については田816㎡、畑2,338㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます 番号2については、申請地を借り受け、農地を嵩上したいため、転用許可を求めるものです。申請地は農振農用地における3年以内の一時転用で、許可要件に該当することから、農用地区域内農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
9 番	1 番について説明します。申請地は中呂の***の南側にあります。申請人宅は駐車場が狭く、この土地を駐車場として利用するものです。周辺には農地が無く、問題ありません。
10 番	2 番について説明します。申請地は野尻の***の南西側です。譲受人が仮受けて、農地を嵩上げし、その後、桑畑にするということで問題ないと思います。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第7回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番